			個人情報ファイル簿			
登録年月日	平成21年 3	月16日		ども部		
登録番号	12		限を有する組織の名称	育課 育係		
	名 称	保育料決定、往				
個人情報ファイル	目的(範囲)	町村情報連携会 害児者の確認を	含む)、公的扶助受給状況有無を社会福祉	その所得状況を保護者自身又は課税課(他市 課、ひとり親の確認を児童福祉係、在宅障 決定し徴収する・藤代窓口で納付書発行 で害福祉課、藤代総合窓口課		
	根拠法令等					
	事務の開始・ 変更年月日	事務の開始・ 昭和22年12月12日 開始 変更年月日 平成28年 1月 1日 変更 (最終更新)				
個人情報の記録の項目名						
基本的	事項		心身及び家庭生活	社会生活及び資産収入		
 ■氏名 ■性別 ■生年月日 ■年齢 □国籍・本籍 ■住所 □電話番号 □電子メールアドレス □下AX番号 □印影 ■口座情報 			□趣味 ■家族状況 ■親族関係 ■婚姻歴 ■住居状況	■職業・職歴 ■学業・学歴 □資格 □賞績・評価 □職業上の地位 ■財産・収入状況 ■納税状財 □取引状況 □負債状況		
その他			個人識別符号	要配慮個人情報		
			□旅券番号 □基礎年金番号 □運転免許証番号 □住民票コード ■個人番号 □国民健康保険被保険者証記号及び番号 □後期高齢者医療制度被保険者証番号 □介護保険被保険者証番号 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□人種 □信条(思想,宗教含む) □社会的身分(固着のものに限る) □病歴 □犯罪の経歴 □犯罪により害を被った事実 ■障害 □医師等による健康診断等の結果 □上記の結果による指導・診療・調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続		

個人情報ファ イルの種別	□ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当するファイル□ 有 □ 無	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報の記録の形態	■公文書 □図画 ■電磁的記録 (保育認定システム)
要配慮個人情報 が含まれるとき は、その旨	含む	
個人情報の収集方法等	■本人からの収集 ■本人以外からの収集(・収集先(取手市住民税課税台帳 ・収集方法(取手市住民税課税台帳オンライン ・根拠法令等(児童福祉法56条 ■本人以外からの収集(・収集先(他市町村 ・収集方法(取手市団体内統合宛名システム ・根拠法令等(行政手続における特定の個人を識別する))))) ための番号の利用等に関する法律)
個人情報の目的外利用の有無	■無□有(
記録情報の 経常的提供 先	□有(
開示請求等を受 理する組織の名 称及び所在地	(名 称) 取手市長 (所在地) 〒302-8585 茨城県取手市寺田5139番地	

訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	
個人情報の保管場所及び保護 措置	電磁的記録については、セキュリティロックにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスにはID/パスワードによる認証が必要である。文書については、執務室内に置かれたキャビネットに施錠管理して保管している。
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	含まない